

豊川市監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象団体

アイレクススポーツライフ・ホームックス共同企業体
(公の施設の指定管理者)

(2) 所管部署

教育委員会スポーツ課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

平成29年度アイレクススポーツライフ・ホームックス共同企業体会計
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(2) 所管部署

平成29年度一般会計
(上記団体関係分)

3 監査の実施期間

平成30年11月16日～平成31年1月11日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 公の施設の指定管理の目的、内容について

- オ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- カ 協定内容の履行について
- キ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 公の施設の指定管理の目的、内容について
- オ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- カ 協定内容の履行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【アイレクススポーツライフ・ホームックス共同企業体】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

指定管理仕様書の「8 経理規程について」に基づき、アイレクススポーツライフ・ホームックス共同企業体の経理規程を定められたい。

【教育委員会スポーツ課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

施設への立入検査時において、総括責任者（管理責任者）だけでなく、その他の職員の配置状況及び人事異動に伴う人員交代の状況も併せて確認するよう、検査方法について見直しを検討されたい。

イ 改善事項

- (ア) 指定管理者との定期協議会議事録について、内部決裁がとられていなかったため、改善されたい。
- (イ) 指定管理料収支実績調書（様式第2号）の科目について、指定管理年度協定書の第3条第2項に定める、別紙内訳書の区分及び積算内訳に準じた記載にするよう改善されたい。
- (ウ) 指定管理基本協定書第21条第2項に定める費目間の流用について、適正な承認行為を行うよう改善されたい。
- (エ) 指定管理仕様書の「8 経理規程について」に基づき、指定管理者に対し、アイレクススポーツライフ・ホームックス共同企業体の経理規程を定めるよう指示されたい。
- (オ) 指定管理者の指定の手続きにおける応募に係る提出書類等のうち、様式第5号（その3）「自主事業の収支内訳書」において、市の指示で行う自主事業と指定管理者が独自で行う自主事業の区分が明確になるよう改善されたい。

(3) 意見等

指定管理料の算定において、実績調書の科目別収支の実績を反映した適正な算定に努められたい。